

令和4（2022）年度塩谷町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

塩谷町は、栃木県北部に位置しており、総面積は約 17,600 ha になり、そのうち耕地面積は約 2,710 ha、水田面積は約 2,200 ha であり、耕地面積の約 81% が水田となっている。

作付品目は、米（主食用米・新規需要米等）・麦・大豆・そば・WCS 用稻等の土地利用作物、スプレーマム・輪菊などの花き・トマト・にら・いちご等の園芸作物、町特産のしめ縄の生産、また畜産農家による自給飼料作物の生産も盛んである。

基幹的農業従事者の平均年齢は約 68.5 歳で、中心経営体数は 151 人（認定農業者 113 人、認定農業法人 11 団体、認定新規就農者 2 人、集落営農 3 団体、基本構想水準到達者 22 人）となっているが、うち 70 歳以上の認定農業者が 36.3% を占めており、担い手の高齢化が進んでいる状況である。

また、農地集積率は 57.6% となっているが、課題となっている農業従事者の高齢化、後継者不足による離農予定者の受け皿として、更なる担い手への農地集積・集約化や土地利用型担い手の確保が必要である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

施設園芸として、トマト・にら及び花き等ではスプレーマムの生産等が中心である。

野菜・園芸作物の新たな産地形成を進める露地野菜等として、県が地域特例作物として設定した品目を含め、町では主に菊・カボチャ・ニンジン・サトイモ・かんしょを新たな産地形成に向け、振興品目として拡大する。

非主食用米については、既存の施設機械により、水稻作付農業者が誰でも取り組むことができるところから引き続き作付拡大を図る。

麦・大豆・そば・飼料作物については、主要な土地利用型転作作物として、担い手を中心に行付拡大及び品質向上を含めた生産性向上を図る。

また、耕畜連携による飼料用米・WCS 用稻・飼料作物の生産振興を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻作付を組み入れない畠作物の連續した作付などの水田の作付体系を把握し、その結果を踏まえ、水田よりも排水性や作業効率の改善が期待できる畠地化を地域の状況に応じて推進する。

また、「水稻一水稻一麦一大豆」といったブロックローテーションを基本に、高収益作物・麦・大豆・非主食用米等を組み合わせた作付体系を支援して定着・生産拡大を図る。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

塩谷町は鬼怒川の清流と高原山麓の豊富な伏流水に恵まれており、この豊かな水を最大限に活用し、需要動向を的確に据えた米作りを推進する。

また「なすひかり」の種子採取ほ場である本町で「なすひかり」のブランド化に向け、作付拡大普及推進を積極的に行う。さらに、食味・収量共に期待できる「とちぎの星」についても普及促進する。

そのためには、生産集団などの「担い手」の育成を進め、農地利用集積や作業受委託による効率化・生産コストの引き下げを図る。また、地域の特色を生かし、地区ごとに異なる慣行栽培や有機栽培などの様々なニーズに応えられる米作りを開拓する。

(2) 備蓄米

政府備蓄米の円滑な確保に向け推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

新型コロナウイルスの影響により、主食用米の需要が減少していることから、水田の有効活用を促すための中心作物と位置づけ、わらを畜産農家へ供給することにより生産拡大を図る。

また、飼料作物等と二毛作を推進し、水田の有効利用を図るとともに直播栽培等による生産コストの低減に向けた取組に支援を行う。

イ 米粉用米

実需者と連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。

また、飼料作物等と二毛作を推進し、水田の有効利用を図るとともに直播栽培等による生産コストの低迷に向けた取組に支援を行う。

ウ 新市場開拓用米

販売業者等との連携により新たな販売先の確保を図り、輸出に向けた高品質米の生産の拡大を図る。

エ WCS用稻

畜産物の生産コストにおける飼料費が高騰していることから、自給飼料としての重要な位置づけにある。生産にあたっては耕種農家が取り組みやすく、生産後の堆肥の活用により土壤を健全化し、耕種農家の生産を安定させ生産力の向上に資するものとする。

オ 加工用米

実需者との連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。

カ 加工用青刈り稻

生産者が高齢になっており、生産面積が減少しているため、後継者の確保を行うことで、町の特産品として維持していく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については「イワイノダイチ」「シュンライ」「もち絹香」、大豆については「里のほほえみ」が生産されている。

今後、反収及び品質向上が期待される生産技術の構築を図り、生産コストの低減及び品質管理体制を構築する。

飼料作物については、「デントコーン」「イタリアン」「エン麦」「ソルゴー」などの地域特性にあった作物を推進することで、二期作以上でも高収量が確保できるように支援し、畜産農家へ安定な供給ができるようにする。

また、畜産農家以外の生産農家が飼料作物を供給することにより、安定した飼料の供給体制を確保し、堆肥をほ場に還元することで水田の機能を維持することができるように促

していく。

さらに、麦・大豆・飼料作物を組み合わせた二毛作を推進し、水田の有効利用を図る。

(5) そば、なたね

そばは、地域の実需者との契約及び直売所等への出荷に向けた生産拡大を図る。

今後、反収及び品質向上が期待される生産技術を構築し、生産コストの低迷及び品質管理体制を構築するために在来品種を推奨し、生産マニュアルを普及することで生産性を向上させ、品質を上げていくとともに麦・飼料作物の後作として、そばを作付し水田の有効利用を図る。

また、農村レストランや地元そば飲食店と連携し、地産地消を推進する。

(6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により、地力の回復を図り、有機農業に取り組む生産者に対して、環境配慮と生産性を両立する持続的な農業を促せるように支援する。

○対象作物：えん麦、アウェナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稻、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈りを含む

(7) 高収益作物

農協の生産部会はトマト・にら等が中心であり、振興品目として推進している。また、ふれあいの里しおや、湧水の郷しおや等の直売所において様々な野菜が出荷されている。

地域の特産として、トマト・にらが中心となっているが、カボチャ・ニンジン・サトイモ・かんしょ等地域に根付きやすい作物の産地化を促す。

また、しめ縄が特産になっているが、生産農家の高齢化により、面積が減少傾向にあるため、新規生産者や若年層に参入を促せるように支援する。

花き等ではスプレーマムの生産が盛んで、国内でも有数の産地となっているが、ハウスでの栽培が基本となっているため、新規生産者が参入しやすい、露地栽培を推奨していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	1298	0	1000	0	1000
備蓄米	131	0	150	0	150
飼料用米	290	0	350	0	350
米粉用米	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	2	0	3	0	3
WCS用稻	79	0	100	0	100
加工用米	43	0	45	0	47
麦	117	7	105	10	105
大豆	90	85	100	76	100
飼料作物	114	48	120	55	130
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0
そば	56	20	50	15	50
なたね	-	-	-	-	-
地力増進作物	-	-	3	0	5
高収益作物	7	-	12	1	13
・野菜	6	-	11	1	12
・花き・花木	1	-	1	-	1
・果樹	0	-	0	-	0
・その他の高収益作物	0	-	0	-	0
その他	3	-	3	-	4
・加工用青刈り稻	3	-	3	-	4
畠地化	0	-	0	-	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(令和3(2021)年度) 3.8ha	(令和4(2022)年度) 3.9ha (令和5(2023)年度) 4.0ha
1	加工用青刈り稻 (基幹作)	振興作物の助成	加工用青刈り稻の 作付面積	(令和3(2021)年度) 3.8ha	(令和4(2022)年度) 3.9ha (令和5(2023)年度) 4.0ha
2	菊(輪菊、露地菊)、かぼ ちや(食用品種)、にんじ ん、さといも、かんしょ (基幹作)	高収益作物振興助成	対象作物の面積拡大	(令和3(2021)年度) 6.5ha	(令和4(2022)年度) 8.0ha (令和5(2023)年度) 11.5ha
3	そば (基幹作・二毛作)	そばの生産性向上助成	生産性向上技術 メニューに取り組んだ そばの作付面積	(令和3(2021)年度) 54.7ha	(令和4(2022)年度) 50.0ha (令和5(2023)年度) 50.0ha
			1等級の割合	(令和3(2021)年度) 68%	(令和4(2022)年度) 88% (令和5(2023)年度) 90%
4	麦 (基幹作・二毛作)	麦の生産性向上助成	生産性向上技術 メニューに取り組んだ 麦の作付面積	(令和3(2021)年度) 106.0ha	(令和4(2022)年度) 105.0ha (令和5(2023)年度) 100.0ha
			2等級Bランク以上の 割合	(令和3(2021)年度) 100%	(令和4(2022)年度) 100% (令和5(2023)年度) 100%
5	大豆 (基幹作・二毛作)	大豆の生産性向上助成	生産性向上技術 メニューに取り組んだ 大豆の作付面積	(令和3(2021)年度) 86.0ha	(令和4(2022)年度) 100.0ha (令和5(2023)年度) 100.0ha
			2等級以上の割合	(令和3(2021)年度) 56%	(令和4(2022)年度) 66% (令和5(2023)年度) 68%
6	飼料用米 (基幹作)	飼料用米の生産性 向上助成	飼料用米の作付面積	(令和3(2021)年度) 290.0ha	(令和5(2023)年度) 280.0ha (令和5(2023)年度) 300.0ha
			反収の増加	(令和3(2021)年度) 547kg/10a	(令和4(2022)年度) 553kg/10a (令和5(2023)年度) 553kg/10a
7	飼料作物、麦、大豆、そ ば、WCS用稻、飼料用米 (二毛作・二期作)	二毛作・二期作助成	二毛作・二期作の 取組面積	(令和3(2021)年度) 162.0ha	(令和4(2022)年度) 175.0ha (令和5(2023)年度) 185.0ha
8	飼料用米 (基幹作)	耕畜連携助成 (わら利用)	耕畜連携助成(わら利 用)の実施面積	(令和3(2021)年度) 38.0ha	(令和4(2022)年度) 40.0ha (令和5(2023)年度) 45.0ha
9	飼料作物(粗飼料作物等) (基幹作)別紙(1)のとお り	耕畜連携助成 (資源循環)	耕畜連携助成(資源循 環)の実施面積	(令和3(2021)年度) 54.0ha	(令和4(2022)年度) 63.0ha (令和5(2023)年度) 65.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:栃木県

協議会名:塩谷町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物の助成	1	20,000	加工用青刈り稲(基幹作)	排水対策への取組を行っていること
2	高収益作物振興助成	1	25,000	菊(輪菊、露地菊)、かぼちゃ(食用品種)、にんじん、さといも、かんしょ(基幹作)	露地で1a以上作付した面積に応じて支援
3	そばの生産性向上助成	1	2,000	そば(基幹作)	心土破碎、畝立て同時播種、黒化率80%以前での収穫のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家30a以上)
3	そばの生産性向上助成(二毛作)	2	2,000	そば(二毛作)	心土破碎、踏圧の実施、無人ヘリによる防除、排水対策、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家30a以上)
4	麦の生産性向上助成	1	2,000	麦(基幹作)	心土破碎、踏圧の実施、無人ヘリによる防除、排水対策、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家30a以上)
4	麦の生産性向上助成(二毛作)	2	2,000	麦(二毛作)	心土破碎、踏圧の実施、無人ヘリによる防除、排水対策、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家30a以上)
5	大豆の生産性向上助成	1	5,000	大豆(基幹作)	心土破碎、排水対策、畝立て同時播種、色選機の利用、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家20a以上)
5	大豆の生産性向上助成(二毛作)	2	5,000	大豆(二毛作)	心土破碎、排水対策、畝立て同時播種、色選機の利用、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人:2.5ha以上、集落営農5ha、新規生産農家20a以上)
6	飼料用米の生産性向上助成	1	2,000	飼料用米(基幹作)	直播栽培、収穫機械の共同利用、フレコンまたはバラ出荷、団地化(1ha以上)、多収品種の導入のいずれかに取り組むこと
7	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	8,000	飼料作物、麦、大豆、そば、WCS用稲、飼料用米(二毛作・二期作)	麦、大豆、そば、飼料用米は集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結。飼料作物及びWCS用稲は、利用供給協定の締結。自家利用計画の策定。
8	耕畜連携助成(わら利用)	3	10,000	飼料用米(基幹作)	利用供給協定書の締結。畜産農家は自家利用報告書の提出。
9	耕畜連携助成(資源循環)	3	14,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作)別紙(1)のとおり	3年間を締結期間とする利用供給協定書の締結。堆肥の散布量が10aあたり2t又は4m ³ 以上であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

(別紙) 飼料作物(粗飼料作物等)について

(1) 飼料作物(粗飼料作物等)の範囲

WCS用稻(わら専用稻を含む)、青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、子実用えん麦、青刈りソルガム、テオシント、青刈り大豆、青刈り稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スマーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、パヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバー、シロクローバー、アルサイククローバー、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

上記の粗飼料作物等以外で地域農再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く)は、あらかじめ県と協議することとする。

(別紙) 二毛作・二期作助成のその他要件

二毛作・二期作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行い、出荷・販売を行うこと

(1) 飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供にする目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(2) 麦

集荷団体等と実需者との間で締結された販売契約に基づく集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(3) 大豆

集荷団体等と実需者との間で締結された販売契約に基づく集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(4) そば

集荷団体等と実需者との間で締結された販売契約に基づく集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(5) WCS用稻

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供にする目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

もしくは、集荷団体と締結された販売契約に基づいて、出荷契約又は販売契約を締結していること。

(6) 飼料用米

集荷団体等と実需者との間で締結された販売契約に基づく集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

また、生産性向上のために、下記のいずれかに該当していること。

・直播栽培 　・収穫機械の共同利用 　・フレコンもしくはバラ出荷 　・団地化（1ha以上） 　・多収品種の導入

その他要件の確認方法

(1) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(2) 麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(3) 大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(4) そば

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」により確認する。

(5) WCS用稻

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

もしくは、出荷販売契約及び出荷販売伝票（引渡受領書の写し等）により確認する。

(6) 飼料用米

・出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。

・直播栽培の確認は、作業日誌等により行う。

・収穫機械が共同利用されていることは、作業日誌もしくは集落営農組合に参加していることで確認する。

・フレコン・バラ出荷の確認は、集荷業者等の荷受伝票等により行う。

・団地化の確認は、ほ場位置図等により行う。

・多収品種の導入の確認は、種子購入伝票等で確認を行う。

(別紙) 耕畜連携助成(わら利用)

わら利用（飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組）

- ①取組の内容
- ②わらを生産する者
- ③わらを収集する者
- ④刈り取り時期
- ⑤利用供給協定締結期間(1年以上)
- ⑥わら取引の条件(作業分担及び品代。経費の負担)
- ⑦ほ場の場所及び面積
- ⑧その他必要な事項

(別紙) 農畜連携助成(資源循環)

(1) 対象作物の粗飼料作物等の範囲

WCS用稻(わら専用稻を含む)、青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、子実用えん麦、青刈りソルガム、テオシント、青刈り大豆、青刈り稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スマーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、パヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバー、シロクローバー、アルサイククローバー、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

上記の粗飼料作物等以外で地域農再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く)は、あらかじめ県と協議することとする。

(2) 利用供給協定に含まれるべき事項

- 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)
- ①取組の内容
 - ②供給される飼料作物の種類
 - ③飼料作物を生産する者
 - ④堆肥を散布する者
 - ⑤ほ場の場所及び面積
 - ⑥堆肥の散布時期及び量
 - ⑦利用供給協定締結期間(3年以上)
 - ⑧堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - ⑨その他必要な事項